

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
破壊構造物探索器 (人命救助システム用)		GE-B603003
		作 成 令和 5年 2月 3日
		変 更 年 月 日
		作成部隊等名 補給統制本部 施設部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品の破壊構造物探索器（以下，“器材”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S C 0 9 2 0 電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード）

N D S Z 8 0 1 1 角形銘板

b) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

3.2 性能等

性能等は、調達品目表による。細部は承認図面による。

3.3 塗装

塗装は、製造者が規定する社内規格による。

3.4 製品の表示

製品の表示は、GLT-CG-Z000001の2.3によるほか、NDS Z 8011に示す1

種銘板を、本体の機能及び性能に影響を及ぼさない位置に取り付ける。細部は承認図面による。

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

6 その他の指示

6.1 附属品

附属品は、調達品目表による。細部は承認図面による。

6.2 承認用図面

契約の相手方は、GLT-CG-Z000001の**箇条6**に基づき、3.2、3.4及び6.1の承認用図面3部ほか、承認願書1部を契約担当官等に提出し、承認を受ける。

6.3 納入書類

6.3.1 添付書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、**表1**に示す書類を、器材ごとに添付する。

表1－添付書類

番号	名称	数量 ^{a)}	摘要
1	取扱説明書	1	GLT-CG-Z000001の7.1 a)、7.2 a) 及び7.3 a)による。日本語版とし、合冊してもよい。
2	整備資料（第1種）	1	
3	部品表（第1種）	1	
4	品質保証書	1	—
注^{a)} 規定の数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。			

6.3.2 提出書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、**表2**に示す書類を、製品納入時、陸上自衛隊関東補給処古河支処に提出する。

表2－提出書類

番号	名称	数量 ^{a)}	摘要
1	取扱説明書	1	GLT-CG-Z000001の7.1 a)、7.2 a) 及び7.3 a)による。日本語版とし、合冊してもよい。
2	整備資料（第1種）	1	
3	部品表（第1種）	1	
4	完成品写真 ^{b)}	一式	構成品及び附属品を展開した状態とする。
注^{a)} 規定の数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。			
注^{b)} 過去に納入実績があり、前回納入時と変更がない場合は、省略してもよい。			

6.4 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達品目表

調達要求番号		作成部隊等名	補給統制本部 施設部
調達要求年月日	令和 年 月 日	作成年月日	令和 5年 2月 3日
仕様書番号	GE-B603003		

1 調達品目

品名	カタログ製品名 ^{a)}	
破壊構造物探索器（人命救助システム用）	LEADAR®	LEADER Cam
	SAVOX	SC-3000
又は同等以上のもの（他社製品を含む。）		
注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。		

2 構成

番号	名称	注記
1	器材本体	カメラヘッド部
		操作部
		双方向音声装置及び照明装置を含む。
		コントロール装置及び画像表示装置を含む。
2	ガイドポール	伸縮式とする。
3	音声装置	ヘッドセットタイプとする。

3 性能等

同等と判断する要求基準は、次による。

- a) 器材本体は、倒壊した家屋などの内部状況を視認可能とし、また、除去する壁などに対して、障害物となりうるものに対する安全確保を確認することが可能な製品とする。
- b) カメラヘッド部は、次による。
 - 1) 先端の外径は、50 mm以下とし、LED照明装置及び音声装置（マイク及びスピーカー機能）を備える。
 - 2) カメラ先端部は、左右170°以上の可動が可能とする。
 - 3) 防水性能は、防水装置を装着することにより、JIS C 0920のIPコード67以上とする。
 - 4) 有効画素数は、30万画素以上とする。
- c) 操作部は、次による。
 - 1) カメラヘッド部から伝送された画像の表示及び先端部の操作が可能な製品とする。
 - 2) モニターは、カラー液晶タイプ、5インチ以上とし、有効画素数は、30万画素以上とする。
 - 3) 防水性能は、JIS C 0920のIPコード54以上とする。
 - 4) 連続使用時間は、2時間以上とする。
- d) ガイドポールは、収納時において120 cm以下とし、使用時は、330 cm以上の伸縮が可能とする。また、ハンドルグリップを備える。
- e) 音声装置は、次による。

ヘッドセットタイプとし、マイク及びスピーカー機能によって、双方向通話が可能とする。

調達品目表（続き）

4 附属品			
番号	品名	数量 ^{a)}	規定
1	標準付属品	一式	製造者が規定する社内規格による。
2	バッテリー ^{b)}	一式	製造者が規定する数量及び規格品とする。
3	予備バッテリー ^{b)}	一式	製造者が規定する数量及び規格品とする。
4	充電器 ^{b)}	一式	製造者が規定する規格品とする。
5	防水用キャップ（カメラヘッド用） ^{b)}	1	製造者が規定する規格品とする。
6	収納ケース及び収納袋 ^{b)}	一式	本体及び附属品番号1～5が収納可能とする。
<p>注^{a)} 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。</p> <p>注^{b)} 標準附属品に含まれる場合は、除く。</p>			